

西宮市指定予防専門型訪問サービス事業者、指定予防専門型通所サービス事業者、指定家事援助限定型訪問サービス事業者、共生型予防専門型訪問サービス事業者及び共生型予防専門型通所サービス事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めるもののほか、指定予防専門型訪問サービス事業者、指定予防専門型通所サービス事業者、指定家事援助限定型訪問サービス事業者、共生型予防専門型訪問サービス事業者及び共生型予防専門型通所サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第115条の45の6第1項の規定による更新の申請は、第1号の2様式による指定更新申請書により行うものとする。

3 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては第2号様式による変更届出書により、休止した事業の再開に係るものにあつては第2号の2様式による再開届出書によりそれぞれ行うものとする。

2 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止又は休止の届出は、第3号様式による廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定の拒否)

第4条 第2条第1項又は第2項に規定する申請において、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は法第115条の45の5第1項の規定による指定をしないこととする。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、法第115条の45の5第2項の規定により適正な第1号事業を行うことができないと認められるとき。

(事業所情報の提供)

第5条 市長は、第2条及び第3条の規定による指定又は届出の受理（以下この条及び次条において「指定等」という。）をしたときは、兵庫県、国民健康保険団体連合会その他の関係する機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供するものとする。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業者の名称及び主たる事務所の所在地及び電話番号並びにその代表者の氏名及び職名

(3) 指定等の年月日及び指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日

(5) 介護保険事業所番号

(6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(公示)

第6条 市長は、指定等をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項について公示を行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定予防専門型訪問サービス事業者又は指定予防専門型通所サービス事業者又は指定家事援助限定型訪問サービス事業者又は共生型予防専門型訪問サービス事業者又は共生型予防専門型通所サービス事業者の名称、所在地及び電話番号
- (3) 当該指定に係る事業所の名称、所在地
- (4) 指定又は指定の取り消し、廃止の年月日
- (5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (6) サービスの種類
(実施細目)

第7条 この要綱に規定するもののほか、指定予防専門型訪問サービス事業者、指定予防専門型通所サービス事業者、指定家事援助限定型訪問サービス事業者、共生型予防専門型訪問サービス事業者及び共生型予防専門型通所サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(手続きに関する特例)
- 2 市長は、この要綱の施行日前においても、指定予防専門型訪問サービス事業者、指定予防専門型通所サービス事業者及び指定家事援助限定型訪問サービス事業者の指定等に関し、必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
(手続きに関する特例)
- 2 市長は、この要綱の施行日前においても、共生型予防専門型訪問サービス事業者及び共生型予防専門型通所サービス事業者の指定等に関し、必要な手続きを行うことができる。